

鳥取縣公報

縣 令

◇鳥取縣令第六十二號

明治三十八年二月鳥取縣令第四號牛籍規則中左ノ通改正シ
公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十九年十月三日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第一條中「市町村長」ヲ「市町村農業會長」ニ改ム

第二條中「十百以内ニ市町村長」ヲ「七日以内ニ市町村農業會長」ニ改ム

第三條第一項中「市町村長ハ豫メ關係畜產組合長」ヲ「市町村農業會長ハ豫メ所轄農業會支部長」ニ改ム

同條第三項中「豫メ市町村長ニ」ヲ「豫メ市町村農業會長ニ」ニ改ム

二二ニ改ム

同條第四項中「畜產組合長」ヲ「縣農業會支部長」ニ改ム

昭和十九年十月三日

◇鳥取縣訓令甲第二十五號

本書ノ大キサハ闕定規格A5判

昭和十九年十月三日 火曜日

同條第五項中「市町村長」ヲ「市町村農業會長」ニ改ム

訓

令

内政部長

經濟部長

警察部長

各務部長

國民職業指導所長

鳥取縣知事 武 島 一 義

昭和十八年十一月鳥取縣訓令甲第二十二號鳥取縣旅費支給規程中左ノ通改正ス

昭和十九年十月三日

第八條中「林產物檢查支所又ハ駐在所」ヲ「林產物檢查員」

「駐在所」ニ改ム

別表第五號表中「林產物検査所支所又ハ駐在所」ヲ「林產物検査員駐在所」ニ改ム

別表第八號表中「及林道現場監督員」ヲ削リ左ノ一欄ヲ加フ

フ

區	分	月	額
林業助手	二十圓		

附則

本規程ハ昭和十九年五月六日ヨリ之ヲ適用ス

告

示

鳥取縣知事 武島 一義

◆鳥取縣告示第五百六十三號

昭和十八年十月鳥取縣令第六一號諸類配給統制規則施行細則第三條ノ規定ニ基キ昭和十九年產甘藷ノ賣買並搬出ヲ左ノ通制限ス

但シ供出數量確保ノ爲農業會ノ耕施ニ依リ行フモノニ付テ
ハ其銀ソニ在ラズ

◆鳥取縣告示第五百六十五號

生計費指數資料實地調査令第九條ノ規定ニ依リ生計費指數資料調査員左ノ通内閣ニ於テ任命セラレタリ

昭和十九年十月三日

告

示

鳥取縣知事 武島 一義

◆鳥取縣告示第五百六十四號

商工組合法第三十九條ノ規程ニ依リ昭和十九年九月二一十八日日野商業統制組合ノ統制規程ヲ認可セリ

三、右制限解除ノ期日ハ別ニ告示ス

昭和十九年十月三日

一、當分ノ間甘藷ノ賣買ヲナスコトヲ得ズ
二、甘藷名儀ノ何タルヲ問ハズ當分ノ間生產地市町村ヨリ他市町村ニ搬出スルコトヲ得ズ

鳥取縣知事 武島 一義

00382

解任並任命年月日	解任調査	任命調査
昭和十九年七月二十六日	竹内幹	八木谷文枝

二 金融機關ノ自己資金

前項ノ中小商工業者ドハ商業、工業、礦業又ハ交易業ヲ營ム個人又ハ會社(公稱資本金又ハ出資金ノ額ガ五

十萬圓ヲ超ユルモノヲ除ク以ト同ジ)ヲ謂フ

第二條 前條ノ規程ニ依リ縣ガ補償ヲ爲スベキ資金ノ融通額ハ毎年度政府ノ承認ヲ經テ之ヲ決定ス

第三條 左ノ各號ニ掲タル金融機關ハ第一條ノ指定ヲ受クルコトヲ得

但シ預金部資金ニ付テハ各其ノ融通要綱ニ依リ認メラレ

タル金融機關ニ限ル

一 商工組合中央金庫

二 農林中央金庫

三 庶民金庫

四 特殊銀行

五 普通銀行

六 無盡會社

七 商工組合

八 自動車運送事業組合及同聯合會

(一) 中小商工業者金融疏通資金

(二) 公共組合等事業資金

(三) 災害關係資金

九 市街地信用組合
十 地方農業會

十一 信用組合

第四條 第一條ノ指定ヲ受ケントスル金融機關ハ毎年二月

十日迄ニ第一號様式ニ依リ知事ニ指定シ申請ヲ爲スベシ

但シ知事特別ノ事由アリト認メタルトキハ右期限ニ依ラ

ザルユトヲ得

第五條 各金融機關ノ貸付金總額ノ限度ハ金融機關毎ニ毎

年度知事之ヲ定ム

第六條 最終借受人ニ對スル貸付條件ハ金融機關ノ自己資

金ニ付テハ左ノ各號ニ定ムル所ニ依リ預金部資金ニ付テ

ハ各其ノ融通條件ニ依ル

一 最終借受人ノ資格

(一) 中小商工業者ニシテ生活必需品其ノ他重要物資ノ

生産配給等ノ事業ヲ營ムモノ

(二) 中小商工業者ニシテ企業ノ整備又ハ事業ノ統制ノ

爲法令、法令ニ基ク命令又ハ行政官廳ハ指導若ハ幹

施ニ依リ新ニ(二)ニ掲タル事業ヲ開始セントスルモノ

(三) 大東亞戰爭ニ於ケル戰死者ヲ遺族應召者ノ家族又ハ歸鄉應召者ニシテ新ニ(一)ニ掲タル事業ヲ營マントスルモノ

(四) 商工組合、自動車運送事業組合、自動車運送事業組合聯合會、市街地信用組合

二 貸付金額ノ限度

(一) 第一號(一)ニ掲タル者ノ中個人ニ對スル貸付ニ在一萬圓以内トス

(二) 第一號(二)ニ掲タル者ノ中會社ニ對スル貸付ニ在一萬圓以内トス

リテハ一人當五萬圓以内トス 但シ無擔保ノ場合ハ

二萬圓以内トス 但シ此ノ場合ニ於テ一口ノ貸付金

額ガ十萬圓ヲ超ユルトキハ一口毎ニ豫メ知事ノ承認

ヲ受クルモノトス

第一號(一)ニ掲タル者ノ中個人ニ對スル貸付ニ

ヲ受クルモノトス

第一號(二)ニ掲タル者ノ中個人ニ對スル貸付ニ

ヲ受クルモノトス

十年以内 半賦、半年賦、月賦若ハ日賦償還(元賦)

等償還タルコトヲ要セズ)又ハ三年以内ノ定期償還ノ

方法ニ依ル 但シ災害復興ニ要スル設備資金ニシテ特

ニ必要アルトキハ知事ノ承認ヲ受ケタルモノニ限リ二

十年以内ノ年賦、半年賦又ハ月賦償還ノ方法ニ依ルコ

トヲ得年賦、半年賦又ハ月賦償還ノ場合ニハ一年以内

ノ据置期間ヲ設クルコトヲ得

五 利率

最終貸付利率八年六分以内トス

(一) 中小商工業者ノ營業資金及災害復興資金

(二) 中小商工業者ノ業務轉換資金

(三) 商工組合自動車運送事業組合及自動車運送事業組合聯合會ノ各事業資金並市街地信用組合ノ商工業者

ニ對スル信用事業資金前記(一)乃至(三)ノ資金中舊

債ノ償還ニ充ツルモノニシテ其ノ舊債ガ當該金融機

得ズ 但シ豫メ知事ノ承認ヲ受クルモノハ此ノ限り在ラズ

四 債還方法及制限

00384

(四) 商工組合、自動車運送事業組合、自動車運送事業組合聯合會及市街地信用組合ニ對スル貸付ニ在リテハ制限ヲ設ケズ 但シ金融機關ガ此等ノ組合ニ貸付ヲ行フ場合ハ一口毎ニ豫メ知事ノ承認ヲ受クベシ

三 資金ノ用途

(一) 中小商工業者ノ營業資金及災害復興資金

(二) 中小商工業者ノ業務轉換資金

(三) 商工組合自動車運送事業組合及自動車運送事業組合聯合會ノ各事業資金並市街地信用組合ノ商工業者

ニ對スル信用事業資金前記(一)乃至(三)ノ資金中舊

債ノ償還ニ充ツルモノニシテ其ノ舊債ガ當該金融機

得ズ 但シ豫メ知事ノ承認ヲ受クルモノハ此ノ限り在ラズ

四 債還方法及制限

第七條 金融機關ガ前條第二號(三)但書ニ依ル場合及商工組合自動車運送事業組合自動車運送事業組合聯合會又ハ市街地信用組合ニ對シ資金ヲ融通セントスルトキハ第一號様式ニ依リ豫メ知事ノ承認ヲ受クベシ

第八條 金融機關ガ貸付ヲ爲シタルトキハ第三號樣式ニ依リ遅滯ナク知事ニ報告スベシ前項ノ變更アリタル場合ハ

第四號樣式ニ依リ遅滯ナク知事ニ報告スベシ

第五號樣式ニ依リ擔保物ノ處分ヲ爲シタルトキハ第六

號様式ニ依リ退滞ナク知事ニ報告スベシ
第十條 損失ノ補償ハ各金融機關母ニ當該年度ニ於ケル貸付金總額ノ五割ヲ限度トシ其ノ織損失額以内トス

第十一條 金融機關ハ各貸付母ニ其ノ貸付額ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ損失補償料シテ縣ニ納付スベシ

第十二條 金融機關ハ其ノ借受人ヨリ前條ノ損失補償料ヲ徵收スルコトヲ得

第十三條 補償ヲ受クベキ金融機關ハ最終借受人ニ對シ直接貸付ヲ爲ス金融機關トス 但ノ商工組合中央金庫、農林中央金庫、庶民金庫、特殊銀行、普通銀行、統制組合ヲ組合員トスル統制組合、自動車運送事業組合聯合會又ハ縣農業會が商工組合、自動車運送事業組合、自動車運送事業組合聯合會又ハ縣農業會が商工組合、自動車運送事業組合聯合會、市街地信用組合又ハ市町村農業會ニ對シ其ノ所屬組合又ハ組合以ニ轉貸スベキ資金ヲ融通スル場合ニハ此等貸付機關ハ補償ヲ受クベキ金融機關タルコトヲ妨ケズ前項但書ノ規定ニ依リ商工組合中央金庫、農林中央金庫、庶民金庫、特殊銀行、普通銀行、統制組合ヲ組合トスル統制組合、自動車運送事業組合聯合會又ハ縣農業會ガ補償ヲ受クベキ金融機關タル場合ニ於テハ他ノ

農業會ガ補償ヲ受クベキ金融機關タル場合ニ於テハ他ノ金融機關ハ補償ヲ受クベキ金融機關タルコトヲ得ズ

第十四條 貸付金ノ元利金ノ全部又ハ一部ニ付償還ヲ受クルコト能ハズ之ニ因リ損失ヲ受クタルトキハ金融機關ハ第七號様式様式ニ依ル補償金交付申請書ニ損失計算書及必要ナル證據書類ヲ添附シテ知事ニ補償ノ請求ヲ爲スコトヲ得

月賦又ハ日賦償還貸付金ニ付スハ金融機關ハ半年毎ニ其ノ時迄ニ生ジタル損失ニ付取纏メテ前項ノ請求ヲ爲ス立不能額決定ノ基準ハ政府ノ定ムル所ニ依ル

第十六條 貸付金一口毎ノ最終清算期日後二年ヲ經過スルモ補償ノ申請ヲ爲サザルトキハ金融機關ハ當該貸付ニ付テハ補償ヲ受クルコトヲ得ズ

第十七條 縣ニ補償審査委員會ヲ置キ損失額ノ決定擔保物ノ評價其ノ他ノ補償ニ關スル重要ナル事項ハ其ノ議ニ諸リテ知事之ヲ決定ス

補償審査委員會ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム
第十八條 金融機關ハ補償金ノ交付ヲ受ケタル後ト雖モ懈怠ナク其ノ債權ノ取立ヲ爲スベシ
知事金融機關ニ對シ補償ヲ爲シタル部分ニ付債權ノ譲渡ヲ求メタル場合金融機關ハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ 但シ正當ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條 補償後借受人方辨済ヲ爲シタル場合又ハ擔保物ガ評價額ヲ超エテ處分セラレタル場合ニ於テ金融機關ガ其ノ被リタル損失ヲ慎補シテ尙過剩アルトキハ之ヲ縣ニ返納スベシ
第二十條 金融機關ハ本規程ニ依ル貸付ニ付テハ帳簿書類ヲ別ニシテ經理スベシ

第二十一條 知事ハ何時ニテモ金融機關ニ對シ必要ナル事項ニ關シ報告ヲ求ムルマトヲ得
意若ハ重大ナル過失又ハ本規程違背ニ因リテ生ジタリトルベシ

第二十二條 知事ニ於テ金融機關ノ被リタル損失カ其ノ故
義務アリモノトス

第二十三條 知事ハ金融機關ガ左ノ各號ノ一一該當スト記ムルトキハ既ニ交付シタル補償金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命ジ又ヘ將來ニ向ツテ指定ノ取消ヲ爲スコトアルベシ
一 虛偽ノ申請又ハ報告ヲ爲シタルトキ
二 第七條ノ承認ヲ經ザルトキ又ハ第八條及第九條ノ報告ヲ爲サザルトキ

三 其ノ他本規程ニ違背シタルトキ

附 則

第二十四條 縱ニ提出スベキ書類ハ總テ最終借受人ノ居住スル市町村長ヲ經由スルモノトス

第二十五條 關係市町村ハ縣ノ支拂ヒタル補償金ノ四分ノ一ニ相當スル金額ヲ別ニ定ムル方法ニ依リ縣ニ納付スル

第二十六條 本規定ハ昭和十九年度ヨリ之ヲ適用ス

第一號様式

年 月 日

縣 市 郡 村 町 香地

鳥取縣知事宛

鳥取縣中小商工業資金融通損失補償制度

ニ依ル何々組合資金融通承認申請書

株式會社何々銀行(何々組合)

頭取(理事長) 何 某園

鳥取縣知事宛

申 請 書

當 儀鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程第一條

御指定相受度左記事項ヲ具シ此段及申請候也

追而御指定ノ上ハ同規程ノ各條項嚴守可仕候

記

一、指定ノ年度 昭和何年度

一、貸付金額 何 分以内 圓

一、資付利率

第一號様式

鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程二

頭取(理事長) 何 某園

株式會社何々銀行(何々組合)

頭取(理事長) 何 某園

鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程二

頭取(理事長) 何 某園

00388

00387

九、前回迄ニ承認ヲ受ケタル貸付金額累計

十、借入金償還計畫

第三號様式

年 月 日 県 郡市 村町 番地

株式會社何々銀行(何々組合)

頭取(理事長) 何 某園

鳥取縣知事宛

鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程二

依ル資金貸付報告書

今般別紙ノ通貨付仕候條鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程第八條ノ規程ニ依リ此段及報告候也

一、貸付機關名

二、貸付番號

三、債務者(營業所又ヘ事務所ノ所在地氏名又ハ名稱、職業又ヘ事業ノ種類)

四、貸付年月日

(1) 債務者方法人ナル場合ヘ法人ノ名稱ノ外ニ代表者名ヲ記載スルコト、
 (2) 連帶債務者アル場合ヘ一名毎ニ其ノ住所職業及氏名ヲ記載スルコト、
 (3) 戰死シタル者ノ遺族應當中ノ者ノ家族若ヘ歸郷應召者ニシテ新規ニ開業セントスル者ニ對スル貸付ニ在テ

ハ遺家族若ハ歸郷應召者ナルコトヲ附記スルコト
(4) 業務轉換ノ爲ノ資金ヲ融通シタルトキハ新業務舊業

務ヲ並記シ且新業務ガ軍需産業輸出産業又ハ代用品產業等ノ何レ該當スルヤ記載スルコト

(5) 戰死シタル者ノ遺族應召中ノ者家族又ハ歸郷應召者ニシテ新ニ生活必需品其ノ他重要物資ノ生產配給等ノ事業ヲ營マントスル者ニ對スル貸付ニ在リテハ前號ノ事項ノ外遺家族若ハ歸郷應召者ナルコトヲ記載スルコト

ト
事業ヲ營マントスル者ニ對スル貸付ニ在リテハ前號ノ事項ノ外遺家族若ハ歸郷應召者ナルコトヲ記載スルコト

三、貸付金ノ用途

(1) 用途ノ記載ハ運轉資金、固定資金又ハ舊債借換資金ノ別テ記載スルヲ以テ定ルモ營業資金ト記載スルハ避

ケラル、コト

(2) 舊債借換資金ノ場合ハ舊債ノ債權者名ヲ必ず附記スルコト

(3) 戰死シタル者ノ遺族應召中ノ者ノ家族若ハ歸郷應召者ニシテ新規ニ開業セントスルモノニ對スル貸付ニ在リハ「新規開業ニ要スル」固定資金又ハ運轉資金等

ト
者ニシテ新規ニ開業セントスルモノニ對スル貸付ニ在リハ「新規開業ニ要スル」固定資金又ハ運轉資金等

ト記載スルコト

四、貸付利率

(1) 补償料ヲ含ミタルトキハ其ノ旨注記スルコト
日賦及定期等ニ統一スルコト

五、償還方法

(1) 本制度ニヨリ同一人ガ二〇以上ノ債務アル場合ハ其ノ現在高ヲ(貸付金額)ノ下ニ注記スルコト

例ヘバ 何年度何號貸付金何回 計

年 月 日

月 番地

鳥取縣知事宛

頭取(理事長) 何 某

株式會社何々銀行(何々組合)

縣 郡 村 番地

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

ノ遺事項

一、貸付年度及貸付番號
鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程ニ依ル資金貸付ノ

二、債務者(營業所又ハ事務所)所在地、氏名又ハ名稱職業又ハ事業ノ種類

三、貸付タル資金ノ種類及金額

四、辨濟者(氏名又ハ名稱)

五、契約上ノ辨濟期日

六、辨濟年月日

七、辨濟金額 元金 利子 延滞利子

八、辨濟未拂額

第六號樣式

年 月

縣 郡市 町 番地

鳥取縣知事宛

株式會社何々銀行(何々組合)

頭取(理事長) 何 某

頭取(理事長) 何 某

株式會社何々銀行(何々組合)

頭取(理事長) 何 某

鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程ニ依ル資金貸付ノ擔保物處分仕候ニ付同規程第十條ニ依リ左記ノ通及報告候也

一、貸付番號 記

二、債務者(營業所又ハ事務所)所在地氏名又ハ名稱職業又ハ事業ノ種類

三、貸付年月日

四、貸付タル資金ノ種類及金額

五、利子及延滞利子未納額

六、擔保物種類数量及其ノ見積價格

七、處分ノ原因

八、處分ノ時期及方法

九、處分價格

一〇、差引不足額(剩餘額)

第七號樣式

年 月

縣 郡市 町 番地

鳥取縣知事宛

株式會社何々銀行(何々組合)

頭取(理事長) 何 某

一、烏取縣中小商工業資金融通損失補償規程ニ依ル補償金交付申請ニ關スル調書

一、烏取縣中小商工業資金融通損失補償規程ニ依ル補償金交付申請ニ關スル調書

(一) 概要

1、金融機關

2、貸付番號 第 號

3、債務者住所 濟業 縣 郡 町村 番地

4、保證人住所 濟業 縱 氏名

5、保證人住所 濟業 縱 氏名及職業

6、保證人住所 濟業 縱 氏名及職業

7、保證人住所 濟業 縱 氏名及職業

(四) 現況

1、債務者 何某の現況

2、保證人 何某の現況

(三) 經過(損失發生ノ原因及貸付金回収上採タル措置法)

(二) 貸付當時ノ狀況

1、債務者 何某ノ狀況

2、保證人 何某ノ狀況

(一) 契約上ノ最終償還期日 昭和 年 月 日

10、期限ノ利益ヲ失ヒタル日 昭和 年 月 日

11、擔保ノ有無有(擔保物件表示ハ別紙契約書添付ノ通

別紙損失計算書ノ通損失有之候間補償金金圓錢交付相成度

同規程第十四條ニ依リ證據書類相添此段及申請候也

9、契約上ノ最終償還期日 昭和 年 月 日

10、期限ノ利益ヲ失ヒタル日 昭和 年 月 日

11、擔保ノ有無有(擔保物件表示ハ別紙契約書添付ノ通

別紙損失計算書ノ通損失有之候間補償金金圓錢交付相成度

同規程第十四條ニ依リ證據書類相添此段及申請候也

9、契約上ノ最終償還期日 昭和 年 月 日

10、期限ノ利益ヲ失ヒタル日 昭和 年 月 日

11、擔保ノ有無有(擔保物件表示ハ別紙契約書添付ノ通

別紙損失計算書ノ通損失有之候間補償金金圓錢交付相成度

同規程第十四條ニ依リ證據書類相添此段及申請候也

9、契約上ノ最終償還期日 昭和 年 月 日

10、期限ノ利益ヲ失ヒタル日 昭和 年 月 日

11、擔保ノ有無有(擔保物件表示ハ別紙契約書添付ノ通

別紙損失計算書ノ通損失有之候間補償金金圓錢交付相成度

同規程第十四條ニ依リ證據書類相添此段及申請候也

9、契約上ノ最終償還期日 昭和 年 月 日

10、期限ノ利益ヲ失ヒタル日 昭和 年 月 日

11、擔保ノ有無有(擔保物件表示ハ別紙契約書添付ノ通

別紙損失計算書ノ通損失有之候間補償金金圓錢交付相成度

同規程第十四條ニ依リ證據書類相添此段及申請候也

9、契約上ノ最終償還期日 昭和 年 月 日

10、期限ノ利益ヲ失ヒタル日 昭和 年 月 日

11、擔保ノ有無有(擔保物件表示ハ別紙契約書添付ノ通

別紙損失計算書ノ通損失有之候間補償金金圓錢交付相成度

同規程第十四條ニ依リ證據書類相添此段及申請候也

9、契約上ノ最終償還期日 昭和 年 月 日

10、期限ノ利益ヲ失ヒタル日 昭和 年 月 日

11、擔保ノ有無有(擔保物件表示ハ別紙契約書添付ノ通

別紙損失計算書ノ通損失有之候間補償金金圓錢交付相成度

同規程第十四條ニ依リ證據書類相添此段及申請候也

9、契約上ノ最終償還期日 昭和 年 月 日

10、期限ノ利益ヲ失ヒタル日 昭和 年 月 日

11、擔保ノ有無有(擔保物件表示ハ別紙契約書添付ノ通

別紙損失計算書ノ通損失有之候間補償金金圓錢交付相成度

同規程第十四條ニ依リ證據書類相添此段及申請候也

9、契約上ノ最終償還期日 昭和 年 月 日

10、期限ノ利益ヲ失ヒタル日 昭和 年 月 日

11、擔保ノ有無有(擔保物件表示ハ別紙契約書添付ノ通

別紙損失計算書ノ通損失有之候間補償金金圓錢交付相成度

同規程第十四條ニ依リ證據書類相添此段及申請候也

9、契約上ノ最終償還期日 昭和 年 月 日

10、期限ノ利益ヲ失ヒタル日 昭和 年 月 日

11、擔保ノ有無有(擔保物件表示ハ別紙契約書添付ノ通

別紙損失計算書ノ通損失有之候間補償金金圓錢交付相成度

同規程第十四條ニ依リ證據書類相添此段及申請候也

9、契約上ノ最終償還期日 昭和 年 月 日

10、期限ノ利益ヲ失ヒタル日 昭和 年 月 日

11、擔保ノ有無有(擔保物件表示ハ別紙契約書添付ノ通

別紙損失計算書ノ通損失有之候間補償金金圓錢交付相成度

同規程第十四條ニ依リ證據書類相添此段及申請候也

9、契約上ノ最終償還期日 昭和 年 月 日

10、期限ノ利益ヲ失ヒタル日 昭和 年 月 日

11、擔保ノ有無有(擔保物件表示ハ別紙契約書添付ノ通

別紙損失計算書ノ通損失有之候間補償金金圓錢交付相成度

同規程第十四條ニ依リ證據書類相添此段及申請候也

9、契約上ノ最終償還期日 昭和 年 月 日

10、期限ノ利益ヲ失ヒタル日 昭和 年 月 日

11、擔保ノ有無有(擔保物件表示ハ別紙契約書添付ノ通

別紙損失計算書ノ通損失有之候間補償金金圓錢交付相成度

同規程第十四條ニ依リ證據書類相添此段及申請候也

9、契約上ノ最終償還期日 昭和 年 月 日

10、期限ノ利益ヲ失ヒタル日 昭和 年 月 日

11、擔保ノ有無有(擔保物件表示ハ別紙契約書添付ノ通

別紙損失計算書ノ通損失有之候間補償金金圓錢交付相成度

同規程第十四條ニ依リ證據書類相添此段及申請候也

9、契約上ノ最終償還期日 昭和 年 月 日

10、期限ノ利益ヲ失ヒタル日 昭和 年 月 日

11、擔保ノ有無有(擔保物件表示ハ別紙契約書添付ノ通

別紙損失計算書ノ通損失有之候間補償金金圓錢交付相成度

同規程第十四條ニ依リ證據書類相添此段及申請候也

9、契約上ノ最終償還期日 昭和 年 月 日

10、期限ノ利益ヲ失ヒタル日 昭和 年 月 日

11、擔保ノ有無有(擔保物件表示ハ別紙契約書添付ノ通

別紙損失計算書ノ通損失有之候間補償金金圓錢交付相成度

同規程第十四條ニ依リ證據書類相添此段及申請候也

9、契約上ノ最終償還期日 昭和 年 月 日

10、期限ノ利益ヲ失ヒタル日 昭和 年 月 日

11、擔保ノ有無有(擔保物件表示ハ別紙契約書添付ノ通

別紙損失計算書ノ通損失有之候間補償金金圓錢交付相成度

同規程第十四條ニ依リ證據書類相添此段及申請候也

9、契約上ノ最終償還期日 昭和 年 月 日

10、期限ノ利益ヲ失ヒタル日 昭和 年 月 日

11、擔保ノ有無有(擔保物件表示ハ別紙契約書添付ノ通

別紙損失計算書ノ通損失有之候間補償金金圓錢交付相成度

同規程第十四條ニ依リ證據書類相添此段及申請候也

9、契約上ノ最終償還期日 昭和 年 月 日

10、期限ノ利益ヲ失ヒタル日 昭和 年 月 日

11、擔保ノ有無有(擔保物件表示ハ別紙契約書添付ノ通

別紙損失計算書ノ通損失有之候間補償金金圓錢交付相成度

同規程第十四條ニ依リ證據書類相添此段及申請候也

9、契約上ノ最終償還期日 昭和 年 月 日

10、期限ノ利益ヲ失ヒタル日 昭和 年 月 日

11、擔保ノ有無有(擔保物件表示ハ別紙契約書添付ノ通

別紙損失計算書ノ通損失有之候間補償金金圓錢交付相成度

同規程第十四條ニ依リ證據書類相添此段及申請候也

9、契約上ノ最終償還期日 昭和 年 月 日

10、期限ノ利益ヲ失ヒタル日 昭和 年 月 日

11、擔保ノ有無有(擔保物件表示ハ別紙契約書添付ノ通

別紙損失計算書ノ通損失有之候間補償金金圓錢交付相成度

同規程第十四條ニ依リ證據書類相添此段及申請候也

9、契約上ノ最終償還期日 昭和 年 月 日

10、期限ノ利益ヲ失ヒタル日 昭和 年 月 日

11、擔保ノ有無有(擔保物件表示ハ別紙契約書添付ノ通

別紙損失計算書ノ通損失有之候間補償金金圓錢交付相成度

同規程第十四條ニ依リ證據書類相添此段及申請候也

9、契約上ノ最終償還期日 昭和 年 月 日

10、期限ノ利益ヲ失ヒタル日 昭和 年 月 日

11、擔保ノ有無有(擔保物件表示ハ別紙契約書添付ノ通

別紙損失計算書ノ通損失有之候間補償金金圓錢交付相成度

同規程第十四條ニ依リ證據書類相添此段及申請候也

9、契約上ノ最終償還期日 昭和 年 月 日

